新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する 傷病手当金の支給に関するQ&A

- Q1 被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」 と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。
- A1 傷病手当金の支給対象となり得ます。
- Q2 被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため 労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。
- A2 傷病手当金の支給対象となり得ます。
- Q3 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休職して3日目に 帰国者・接触者相談センターに相談したものの、体調悪化等によりその日には医 療機関を受診できず、結果として、その翌日以降、医療機関を受診せずに病状の 改善が見られた場合には、傷病手当金は支給されますか。支給される場合、医師 の意見書を添付することができないが、何をもって労務不能な期間を判断されま すか。
- A3 傷病手当金の支給対象となり得ます。本問のように、医療機関への受診を行う ことができず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記 載するとともに、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなか った旨を証明する申請書(事業主記入用)を提出することにより、保険者(当広 域連合)に労務不能と認められた場合、傷病手当金が支給されます。
- Q4 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休業して4日目に 医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患している ために労務不能と判断された場合には、傷病手当金は支給されますか。
- A4 この場合、4日目については、傷病手当金の支給対象となり得ます。 なお、一度のPCR検査の結果が陰性であっても、風邪症状や発熱が続いているなど、 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、支給対象になり得ます。
- Q5 事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、 事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されますか。
- A5 このたびの傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、 被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。
- Q6 被保険者には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、被保険者が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されますか。
- A6 このたびの傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、 被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。

- Q7 「労務不能(仕事につくことができなかった)期間」かどうかは、どのように 判断すればよいですか?
- A7 今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、少なくとも 以下のいずれかに該当する場合は、すぐに帰国者・接触者相談センター等に ご相談ください(これらに該当しない場合の相談も可能です)とされています。
 - 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の<u>強い症状</u>のいずれかが ある場合
 - 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※ <u>高齢者</u>、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患(COPD)等) 等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用 いている方
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など<u>比較的軽い風邪の症状が続く</u>場合 (症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。症状には個人差がありま すので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲 み続けなければならない方も同様です。)

その上で、当該者が医療機関において、被保険者が提出する申請書(医療機関 記入用)に必要事項を記載してもらう必要があります。

なお、当該者が帰国者・接触者外来等を受診しないまま体調が改善した場合等には、被保険者が支給申請書にその旨を記載するとともに、当該申請書の記載内容(休養期間等)を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを当該申請書の中で事業主にも証明していただき、それにより保険者(当広域連合)が労務不能と認めた場合には、傷病手当金が支給されます。

また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、同様に取扱いとなります。

- Q8 労務に服することができなくなった日とは、いつからいつまでか?
- A8 基本的には、医療機関において労務不能と認められた日付((申請書(医療機関記入用)の「労務不能と認めた期間」)で判断します。ただし、被保険者が体調不良等により帰国者・接触者外来を受診できなかった場合など個々の事情によっては、事業主による証明やレセプト情報等をもとに、個別に判定されます。
- Q9 直近の継続した3月間の給与等の収入の把握方法は?
- A9 被保険者は、事業主へ、申請書(事業主記入用)に給与等の支払額の記載を 依頼してください。

なお、直近3か月間において複数の事業所に勤務しており、それぞれの事業主 での就労ごとに傷病手当金の申請をする場合は、各事業主において申請書を作成 してもらう必要があります。

- ※ なお、必要に応じて、後日、当広域連合より事業主へ書類の提出を求めることがあります。
- Q10 今後、適用期間の延長はあり得ますか?
- A10 国においては、「今後の国内の感染状況等を注視していく」とされているので、 それによります。
- Q11 傷病手当金の支給申請前に死亡した場合、その相続人から申請はできますか?
- A11 就業日当たりの給与収入及び労務に服することができない期間等を適切に証明できる場合は、申請できます。